

生徒心得

平成4年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

新潟県立佐渡高等学校

この心得は、本校生徒として志向すべき基本的な事柄について述べたものである。各自はこの心得の趣旨を積極的に受け止め、常に佐渡高等学校に学ぶ者としての自覚と責任を持ち、本校における生活を充実した有意義なものにするよう努めなければならない。

I 内面の充実を目指そう

高校時代は人間形成における最も重要な時期であるとともに、生涯におけるかけがえのない時期である。したがって、自分自身に対する厳しさを求めながら、豊かな人間を目指すべきである。

1. 高校時代は、各自が無限の可能性を内蔵している時期である。日常の学習活動や教科外活動等に積極的かつ意欲的に取り組み、自らの可能性の追求に努めよう。
2. 高校時代は、自我の目覚めから確立へと向かう時期である。「わがまま」や「独善」に陥ることなく、着実な自我の確立を目指そう。
3. 高校時代は豊かな感受性と新鮮な感覚が培われる時期である。常に良いものを目指してそれに情熱を傾けよう。

II 基本的な生活習慣を確立しよう

一見平凡で些細なことと思われるものが、いつの間にか自分の土台を作り上げてしまうものである。日常生活や諸活動の実践を通して、確固たる基盤を作りあげることが大切である。

1. 礼儀について

礼儀は、人間関係を支える基本的なものの一つである。礼儀を大切にし、自分の周囲の人々に対して、進んで挨拶をする気持ちと習慣を持とう。

2. 服装（頭髪を含む）について

飾らない堅実な服装は青春を表示しうるものである。華美、装飾的なものを避け、流行を追うことなく、常に質素清潔を心掛けよう。

特に学校生活にあつては、服装の乱れが本人の生活全般の緩みに結びつきやすばかりでなく、学校全体の雰囲気に影響を及ぼすものであることを忘れてはならない。服装に関する規程は別に定める。

（服装規程参照）

3. 交友関係について

友人関係の在り方については慎重を期するとともに、より良い友人関係を成り立たせるために、お互いがその責任を負うものであることを自覚しなければならない。

男女交際は、高校生としての立場と節度を忘れてはならない。

4. 情報の氾濫の中で

さまざまな価値観や情報が氾濫する中であつて、常に自己の主体性を確かめながら、自らを見失わない心構えと、地道であつても自分のものを積み上げていく努力が必要である。

Ⅲ 学校生活について

学校は、勉強し、心身を鍛え、情操を育むという共通の目的のもとに成り立っている一つの社会集団である。したがって、その目的を達成するために、集団の成員がそれぞれその責任の一端を担うという自覚をもって協力し、それにふさわしい環境を作りあげなければならない。

各自が高校進学の意味をもう一度自分自身に問い直してみよう。

1. 「決まり」について

集団の「決まり」やルールに対し、いたずらに恣意放縦に陥ることなく、それらを自分のものとして受け止める積極的な姿勢が必要である。

2. 出欠席について

理由のない欠席、欠課、遅刻、早退等は怠学に最も繋がりやすいものである。自分の心の弱さに打ち克つ日常の取り組みが大切である。（願・届に関する規程参照）

3. 「はじめ」について

学校生活における厳しさと楽しさのはじめを見失うことなく、つねに節度ある生活リズムを保つよう心掛けるべきである。

Ⅳ 校外生活について

社会生活の態様は極めて多様であり、かつ複雑である。高校生は、単に家庭や地域から保護される立場に安住するべきではなく、自らが社会を構成する一員であるという自覚を忘れてはならない。

1. 法律、条例等に抵触する行為をしてはならないことはもちろんであるが、さらに、次の事項は教育的な観点から、これを禁止する。

（1）風俗営業、パチンコ等の遊技場への出入り。

（2）その他学校が教育上問題があるとして指定するもの。

2. インターネットカフェ、カラオケ店等への出入りは、付随する問題が少なくないので慎重であること。

3. 下宿生活については、特に自己の主体的な生活設計の取り組みと、日常生活のリズムを確立する心構えが大切である。

下宿の選定に当たっては環境その他の条件に十分に留意すること。（願・届に関する規程参照）

Ⅴ 安全について

心身の事故に繋がり易い要因が内的にも外的にも多い。常に自分自身の状態を点検し、悔いを残すことのないように心掛けなければならない。

1. 交通安全、交通道德には細心の注意を払わなければならない。交通に関する規定は別に定める。（交通に関する規程参照）

2. 水泳、登山、キャンプ、旅行等については必ず保護者の了解を得ること。実施に当たっては慎重に対処するとともに、状況の変化に応じて計画の変更、とりやめ等に果敢であること。

3. 軽率な行動が予期しない結果をもたらすことが少なくない。特に異性関係については慎重かつ理性的であること。

4. 事故が発生した場合は直ちに学校へ連絡すること。

VI 願・届について

1. 学校に願い出て許可を受けなければならないこと、及び学校に届出なければならないことは別に定める規定による。（願・届に関する規程参照）
2. 願・届に関する手続き等は生徒手帳に一覧表として掲載する。

VII 選挙運動及び政治活動について

選挙運動及び政治活動については、関係する法律を遵守するとともに本校生徒の自覚を持って行うこと。

願・届に関する規程

（昭和50. 2. 26制定）

（平成19. 2. 20一部改正）

（平成26. 4. 1 一部改正）

（令和 3. 4. 1 一部改正）

1. 次の事項はあらかじめ関係職員を通じて学校に願い出て許可をうけること。許可条件を付記していない事項についてはその都度決定する。

（1）「下宿」

下宿先の条件は次の通りとする。

- ア. 保護者等の監督がゆき届いていること。
- イ. 風俗営業店等に近接していないことが望ましい。
- ウ. その他生活上の問題がないこと。

（2）「アルバイト」

アルバイトは付随する問題が少なくないので、その許可に当たってはその目的及び内容が適切であるか否かを慎重に考慮して決定する。許可条件は概ね次の通りとする。

- ア. 雇用主の監督、指導が十分であること。
- イ. 本人の学業面、生活面に問題がないこと。
- ウ. 風紀、安全面に問題がないこと。
- エ. 宿泊を要せず、就業時間が適正であり、かつ昼間の勤務であること。
- オ. 長期休業以外は原則として認めない。
- カ. 就業期間は各休業期間の1/2以内を目途とする。

（3）「運転免許の受験」（自動車教習所への入所入校を含む）（交通に関する規程参照）

- (4) 「バイク通学」 (交通に関する規程参照)
- (5) 「自転車通学」 (交通に関する規程参照)
- (6) その他学則に規定するもの、及び学校が検討の上決定すべき事項

2. 出欠席について

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退等の際は必ず学級担任に届け出ること。
- (2) 登校後は終業まで無断で校地外に出ないこと。
- (3) 始業10分前までに登校し、朝学習等に取り組むよう心掛けること。
- (4) 次の場合は公欠として取扱う。

ア. 上級学校の入学試験または就職試験を受ける場合

イ. 学校代表として派遣される場合

ウ. その他、校長が認めた場合

- (5) 忌引を次の通りに定める。

父母 7日 兄弟姉妹、祖父母 3日 伯叔父母 1日

曾祖父母 1日 父母の年忌のための法事で欠席した日 1日

交通に関する規程

(平成 6 . 10. 31一部改正)

(平成24. 4. 1 ")

(平成25. 10月改正)

(令和 2 . 2 月一部改正)

(令和 3 . 4 . 1 一部改正)

I 運転免許

1. 受験並びに運転について

本校で認められる免許の種別は原動機付き自転車のみである。免許受験を希望する生徒は学級担任を通じ事前に願い出ること。

ただし、卒業学年に限り進路（就職）等を考慮し、自動車普通免許の受験を許可することもある。なお、自動車教習所への入所については、3年2学期終業式以降とし、在学中は運転を慎む。

2. 運転免許取得者は、交通法規を守るとともに、原動機付き自転車の貸借はしてはならない。

3. 免許取得者は、免許証が交付され次第速やかに届け出ること。

II バイク通学について

1. 規定

(1) 原動機付き自転車での通学を希望する場合は、事前に所定用紙にて学級担任を通じて願い出ること。

(2) 許可の条件

ア. 通学距離が5 km以遠 2 0 km以内であること。ただし、特別な事情（部活動・居住地・保護者の仕事等）がある場合はその都度審議する。

イ. 使用車両は、原動機付き自転車で、オートバイは認めない。また、当然であるが、自賠責保険に加入したものであること。

ウ. 法律に違反する改造が施された車両、及び生徒指導保健部が整備不良と判断した車両での通学は認めない。

エ. 通学を許可された者は、車体の見え易い位置に通学許可のステッカーを標示しなければならない。

オ. 交通法規および下記留意事項等、佐渡高校の規定を遵守すること。

カ. ヘルメットはフルフェイス型かジェット型であること。半キャップ型は許可しない。

キ. バイクを利用しての旅行は、原則禁止する。登校以外で使用する場合は、保護者の管理責任の下、安全に十分注意して運転すること。

ク. 免許取得は、学校休業日に行う。1年生は、1学期終了後とする。ただし、特別な事情がある場合はその都度審議する。1年生の通学は、原則2学期から認める。

ケ. 試験を受験した者は、可否に関わらず、速やかに受験結果報告書を担任に提出すること。合格した者については、報告書と共に免許証を担任に提示すること。

コ. バイクで通学する場合は、通学許可願と共に、登校経路図を担任に提出し、届け出た通学コースで登下校すること。最寄りのバス停まで使用する場合も同様である。また、部活動の練

習場などに行くことも考えられるので、部活顧問の許可も受けること。その際の移動距離は原則20km以内であること。

- (3) 許可後、規定違反が見つかった場合、警告・指導を受ける。その後改善が見られなかった場合は通学許可を取り消す。

2. 留意事項

- (1) 他人へのバイクの貸与はしない。(たとえ免許所有者であっても)
- (2) 学校として、任意保険への加入を推奨する。
- (3) 学校主催のバイク講習に、必ず年1回参加しなければならない。
- (4) バイクは校地内のバイク小屋にのみ駐輪することができる。
- (5) ステッカーは通学許可時に生徒指導保健部より1枚100円で購入する。
- (6) 冬期バイク通学禁止期間はその年の初雪以降、生徒指導保健部で判断し通学許可者に通知する。
通知以降3学期末日までをバイク通学禁止期間とする。
- (7) 雨具を常備すること。雨天時はなるべく乗らないこと。
- (8) 交通事故を起こした場合、次の処置をすること。
 - ①直ちに負傷者を救護する。
 - ②警察署、交番等に直ちに届けて指示を受ける。
 - ③学校へ事故の内容を報告する。
- (9) 交通違反したときは、直ちに学校に報告すること。
- (10) 天候不良、病気、及び疲労甚だしいときは、運転を禁止する。

Ⅲ 自転車通学について

1. 規定

- (1) 自転車での通学を希望する場合は、事前に所定用紙にて学級担任を通じて願い出ること。

(2) 許可条件

- ア. 通学距離が3km以上10km以内であること。ただし、特別な事情(部活動・居住地・保護者の仕事等)がある場合はその都度審議する。
- イ. 使用車両は防犯登録されたものであること。
- ウ. 法律に違反する改造が施された車両、及び生徒指導保健部が整備不良と判断した車両での通学は認めない。
- エ. 通学を許可された者は、車体の見やすい位置に通学許可のステッカーを標示しなければならない。
- オ. 交通法規および下記留意事項等、佐渡高校の規定を遵守すること。
- カ. ヘルメットは着用することが望ましい。
- キ. 自転車を利用しての旅行は、原則禁止する。登校以外で使用する場合は、保護者の管理責任の下、安全に十分注意して運転すること。
- ク. 自転車で通学する場合は、通学許可願と共に、登校経路図を担当に提出し、届け出た通学コースで登下校すること。最寄りのバス停まで使用する場合も同様である。また、部活動の練習場などに行くことも考えられるので、部活顧問の許可も受けること。その際の移動距離は、原則10km以内であること。
- ケ. 年一回、必ず生徒指導保健部と担任立ち会いの下車両の点検を受けること。

- (3) 許可後、規定違反が見つかった場合、警告・指導を受ける。その後改善が見られなかった場合は通学許可を取り消す。

2. 留意事項

- (1) 他人への自転車の貸与はしない。
- (2) 学校として、任意保険への加入を推奨する。
- (3) 学校主催の自転車講習会に、必ず年1回参加しなければならない。
- (4) 自転車は校地内の自転車小屋にのみ駐輪することができる。
- (5) ステッカーは通学許可時に生徒指導保健部より1枚100円で購入する。
- (6) 冬期自転車通学禁止期間はその年の初雪以降、生徒指導保健部で判断し通学許可者に通知する。
通知以降3学期末日までを自転車通学禁止期間とする。
- (7) 雨具を常備すること。雨天時はなるべく乗らないこと。
- (8) 交通事故を起こした場合、次の処置をすること。
 - ①直ちに負傷者を救護する。
 - ②警察署、交番等に直ちに届けて指示を受ける。
 - ③学校へ事故の内容を報告する。
- (9) 交通違反をしたときは、直ちに学校に報告すること。
- (10) 天候不良、病気、及び疲労の甚だしいときは、運転を禁止する。

服装規程

(平成29. 4. 1 一部改正)

(令和 3. 4. 1 一部改正)

飾らない堅実な服装は青春を表示しうるものである。華美、装飾的なものを避け、流行を追うことなく、常に質素清潔を心掛けよう。特に学校生活にあつては、服装の乱れが本人の生活全般の緩みに結びつきやすいばかりでなく、学校全体の雰囲気に影響を及ぼすものであることを忘れてはならない。

男子服装

1. 制 服 普通型学生服を着用し、本校指定のボタンを使用し校章（バッジ）を左襟につけること。制服の下には、本校指定のワイシャツを着用すること。
2. 夏季服装 上衣は着用しない。本校指定（長袖または半袖）のワイシャツを着用すること。ワイシャツの下は、華美なインナーシャツを着ない。
3. 外 衣 華美なものは着用しない。
4. 頭 髪 清潔を心がけ、ほう髪・変色及びパーマ等は禁止する。

女子服装

1. 制 服 本校指定の制服（上着・スカート・ワイシャツ・リボン）を着用し、校章（バッジ）を左襟につけること。＊スカート丈は、膝頭中心を基準とする。上着を着る際は、第一ボタンをして、必ずリボンを着用すること。※スラックスも可とする。
2. 夏季服装 上着は着用しない。ワイシャツは本校指定（長袖または半袖）のものを着用する。長袖を着用するときは必ず第一ボタンを留め、リボンを着用すること。半袖を着用するときは第一ボタン、リボンを外してもよい。ワイシャツの下は、華美なインナーシャツは着ない。
3. 外 衣 華美なものは着用しない。
4. 頭 髪 カットは高校生にふさわしいものとし、髪飾り、変色及びパーマ等は禁止する。長い髪は結ぶことが望ましい。

男女共通

1. 上履きは学校指定の運動靴を履くこと。
2. 夏季・冬季の服装移行期間は設けない。天候や各自の体調に合わせて着用する。
3. ピアス・イヤリング・ネックレス・カラーコンタクト等の装身具は身に付けない。
4. 男女とも、カーディガンは学校指定のものとする。ワイシャツの上にカーディガンのみの着用は認めない。
5. 化粧（色付きリップクリーム・ファンデーション付き日焼け止め等を含む）等は禁止する。

備考

病気・けが等によりやむを得ず異装する場合には学級担任に申し出て許可を受けること。